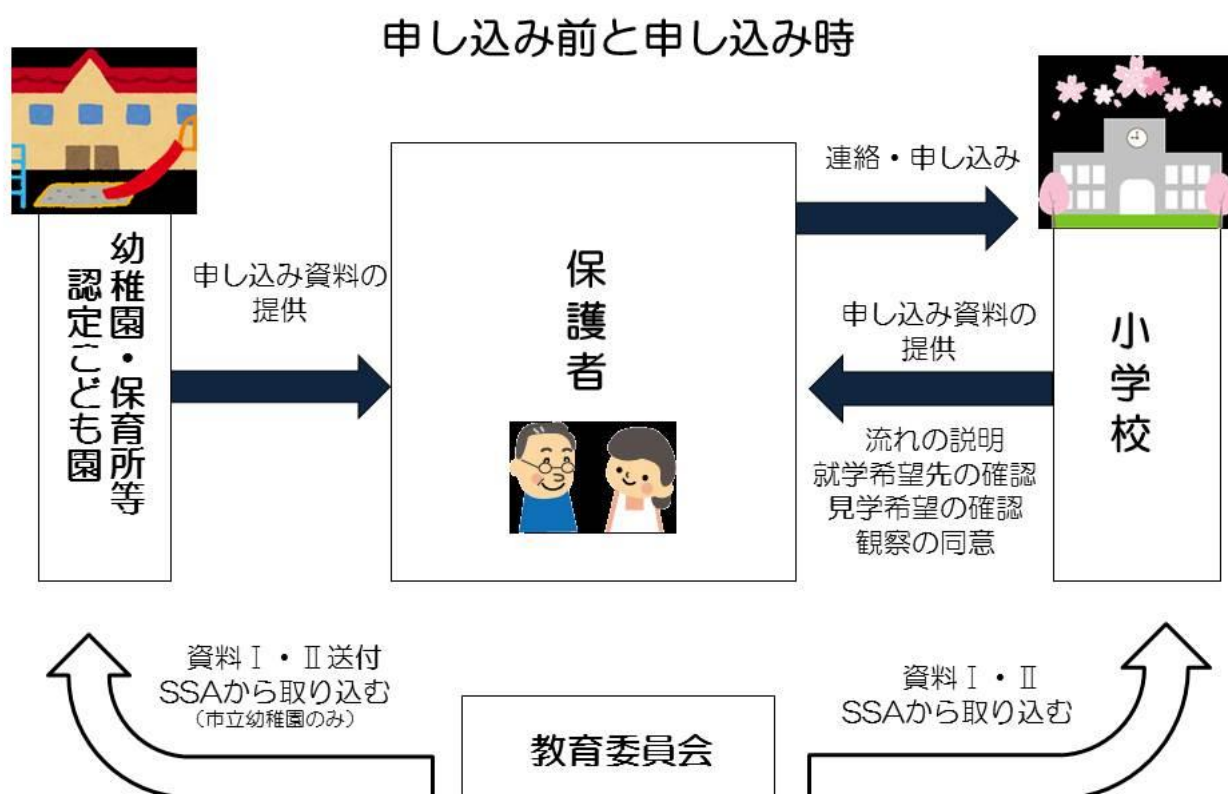


1. 保護者からの申し込みがある前に・・・

小学校、市立幼稚園は、SSA から、「就学相談申込票（就学相談資料Ⅰ）」と「就学相談の流れ（就学相談資料Ⅱ）」のデータを取り込む。（コピーをして使用）

認定こども園、私立幼稚園、保育所（園）には、4月上旬に教務課から就学相談資料Ⅰ・Ⅱを送付する。（コピーをしての使用も可）



2. 申し込みは・・・

保護者は、居住校区の小学校へ連絡し、申し込みを行う。就学相談資料Ⅰ・Ⅱについては、小学校へ請求に行くか、認定こども園等から直接入手する。

申し込みを受けつけた小学校は、保護者に対して、就学相談の流れを説明し、就学希望先の確認と、支援学校見学や支援学級見学の希望の確認、認定こども園等へ幼児を観察することの同意を得る。

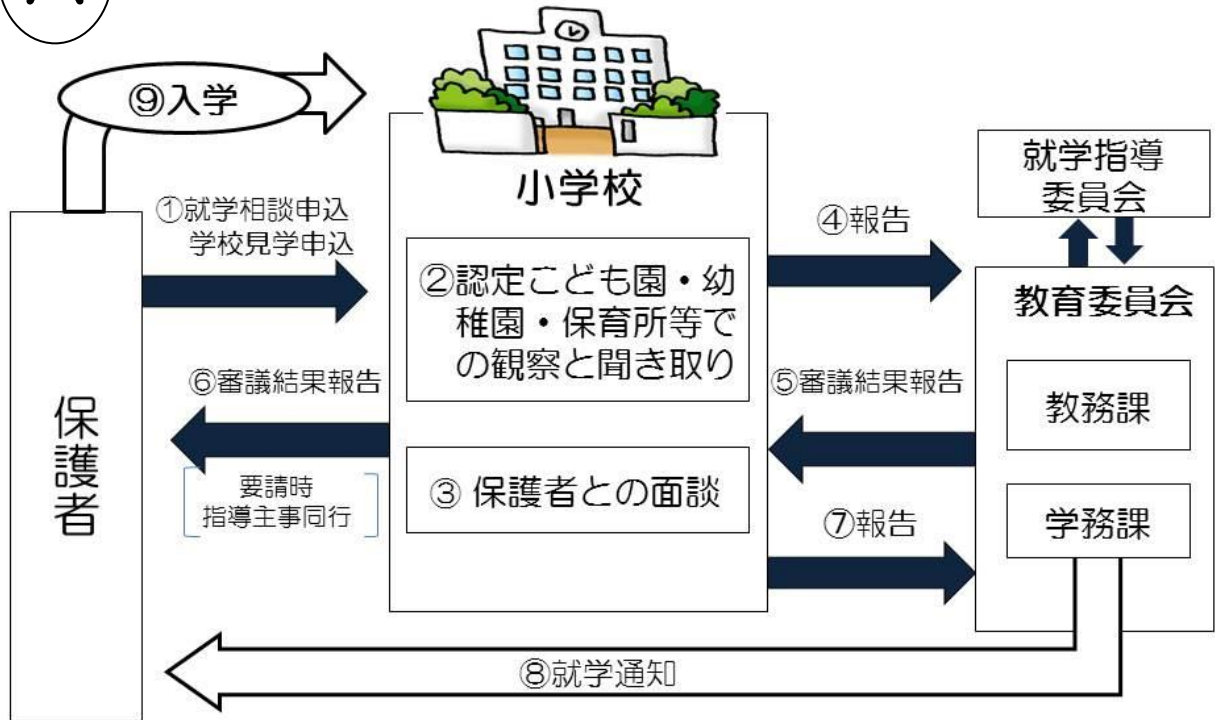
観察・聞き取り、面談については、7月下旬までに終了する。

ただし、遠方などの理由で認定こども園等へ訪問できない場合や保護者との面談が難しい場合は、電話による聞き取りでもよい。なお、面談後に観察・聞き取りを行ってもよい。

転居等による8月以降の申し込みについては、その都度対応する。

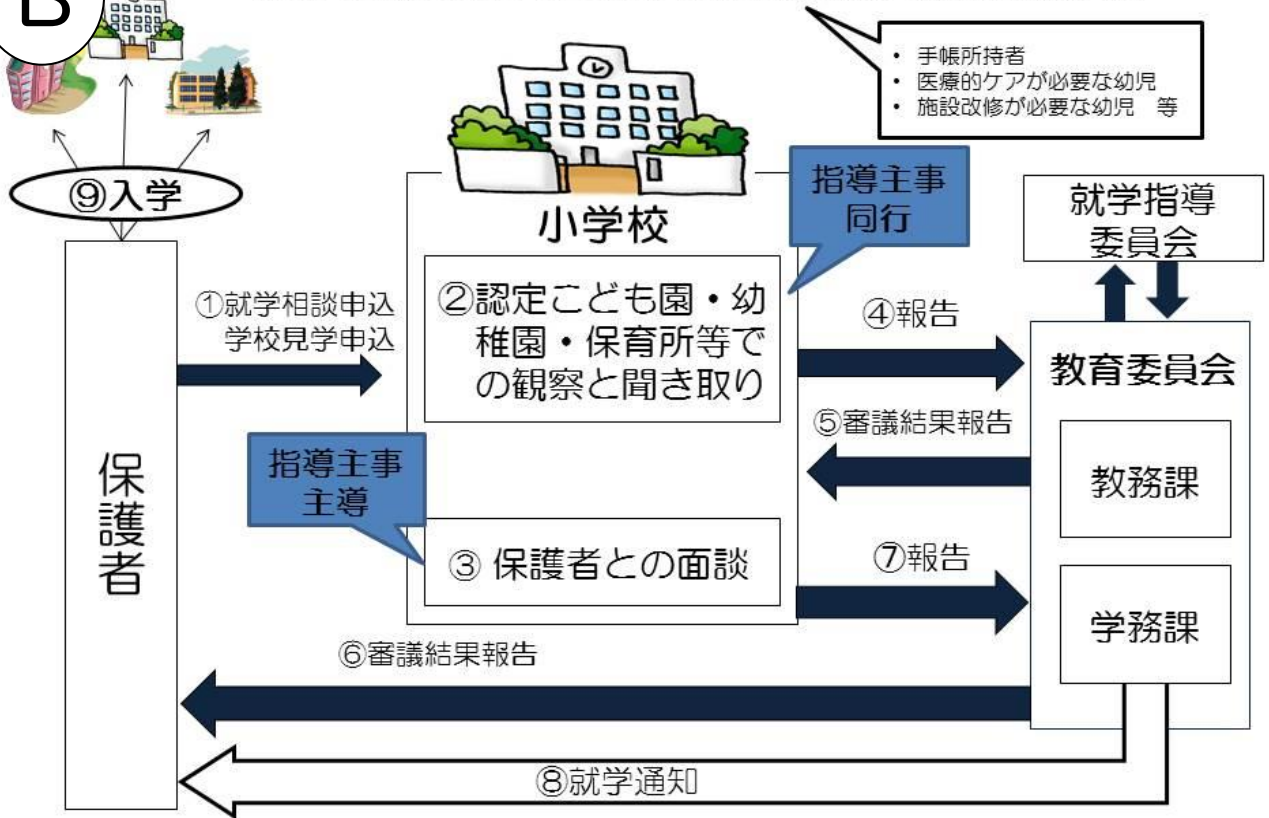
A

就学相談の流れA (就学先希望が通常の学級または支援学級)



B

就学相談の流れB (就学先希望が支援学級又は支援学校)



保護者の就学先希望が支援学級または支援学校で迷っている場合

(手帳所持者や医療的ケア、施設改修が必要な場合も含む)